平成29年度高鍋町一般会計予算
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳 入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　1.5　億円

（歳 出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　31.8　億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	816,663	431,523	0	0	36,162	348,978
	老人福祉事業	115,323	683	0	14,319	9,420	90,901
	児童福祉事業	1,272,162	829,143	0	125,587	29,805	287,627
	小計	2,204,148	1,261,349	0	139,906	75,387	727,506
社会保険	国民健康保険事業	221,876	105,422	0	0	10,934	105,520
	後期高齢者医療事業	300,352	49,256	0	0	23,577	227,519
	介護保険事業	336,468	0	0	0	31,592	304,876
	小計	858,696	154,678	0	0	66,103	637,915
保健衛生	健康増進事業	23,024	0	0	11,253	1,105	10,666
	疾病予防対策事業	52,457	0	0	0	4,925	47,532
	母子福祉事業	44,799	1,286	0	300	4,058	39,155
	小計	120,280	1,286	0	11,553	10,088	97,353
合計		3,183,124	1,417,313	0	151,459	151,578	1,462,774

平成26年4月より税率が引き上げられました消費税の引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上に明記されています。